

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員の就業に伴い支払う配分金に関し、必要事項を定めるものとする。

(現金・直接全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金は現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、会員から口座振込による支払いの申し出があった場合は、センターの指定する銀行口座へ振込の方法により支払うことができる。

2 センターは、会員との合意によって、配分金の一部を控除して支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 配分金は、当該月分を月末に集計し翌月22日に支払うものとする。なお、支払日が土曜日、日曜日、または国民の祝日に当たる場合は順次繰り上げるものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 センターが仕事の受注をする際に、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、千葉県における最低賃金等を尊重し社会的に相当なものとする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 センターは、会員の就業に対する配分金の見積基準について、仕事の種類、内容等を考慮して別に定めるものとする。

(規約の改廃)

第6条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要事項については理事会の議決を得て別途定めることができる。

附 則

この規約は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。